

(証券コード7417)
2022年6月3日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅前三丁目19番8号

株式会社 **南陽**

代表取締役社長 武内 英一郎

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付の程お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 福岡市中央区薬院四丁目21番1号
K K R ホテル博多 2階「スピカ」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項1. 第68期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nanyo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nanyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場における感染予防措置につきましては、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。株主総会の議決権行使にあたりましては、書面により事前に行使いただく方法もございますので、積極的なご利用をお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nanyo.co.jp/>) にてお知らせいたします。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種の促進等により、一時的に感染状況が落ち着いたことから、生産活動や個人消費の持ち直しの動きも見られましたが、新たな変異株の感染拡大により経済環境の回復には至りませんでした。さらには、世界的な半導体や部品不足の深刻化、サプライチェーンの停滞長期化、中国経済の失速、資源価格の高騰等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループの連結業績におきましては、売上高は34,818百万円（前期比7.4%増）、営業利益は2,399百万円（前期比28.8%増）、経常利益は2,659百万円（前期比29.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,739百万円（前期比30.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 建設機械事業

建設機械事業におきましては、熊本地区を中心に発生した令和2年7月豪雨の復旧工事が継続された一方で、新型コロナウイルスやその変異株の感染拡大に伴う影響や部品不足による長納期化も続いたことから不安定な状況で推移いたしました。このような状況の中、当社グループにおきましては、販売部門においては、長納期化に対応するため、先行手配をしていた在庫や即納可能な中古機械・車輛等の商品を中心に提案営業を強化するとともに、新たに導入したデモ機の活用を進め、既存取引先の需要掘り起こしにも努めてまいりました。また、レンタル部門においては、災害復旧工事や国土強靱化等によりニーズが高まっている地域への設備投資を強化し、需要の取り込みに注力いたしました。その結果、売上高は13,387百万円（前期比3.4%増）となりました。

② 産業機器事業

産業機器事業におきましては、新型コロナウイルスやその変異株の感染拡大に伴う影響が継続したほか、半導体や部品不足が深刻化するとともに、中国経済の失速による影響も顕在化する等、不安定な状況で推移いたしました。このような状況の中、当社グループにおきましては、半導体の不足を受け、増産対応に取り組む半導体やロボット市場に向けた提案営業の強化に努めるとともに、メーカーとのタイアップにより新商品の開発にも注力してまいりました。また、継続して生産部品や消耗部品の拡販にも努めた結果、売上高は20,962百万円（前期比10.5%増）となりました。

③ 砕石事業

砕石事業におきましては、事業を展開する地域においては、域外の災害復旧工事に予算が優先されるとともに、一部の取引先においては新型コロナウイルスやその変異株の感染拡大の影響による経営環境の悪化も継続したことから、小規模の工事が主となる等、厳しい状況で推移いたしました。このような状況の中、当社グループにおきましては、護岸工事等の公共工事の受注獲得に努めるとともに、民間企業への営業強化にも努めてまいりました。しかしながら、全体の取引量の減少や、生産設備機械の稼働トラブルによる生産効率の低下に加え、燃料費の価格高騰に伴うコストの増加等により、売上高は468百万円（前期比4.0%減）となりました。

(セグメント売上高)

区 分	第 67 期 (2021年3月期)		第 68 期 (2022年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
建設機械事業	12,945	40.0	13,387	38.5	441	3.4
産業機器事業	18,972	58.5	20,962	60.2	1,990	10.5
砕石事業	488	1.5	468	1.3	△19	△4.0
合 計	32,406	100.0	34,818	100.0	2,412	7.4

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

(セグメント生産高及び仕入高)

① 生産高

区 分	第 67 期 (2021年3月期)		第 68 期 (2022年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
産業機器事業	648	72.0	811	73.3	162	25.1
砕石事業	252	28.0	294	26.7	42	16.7
合 計	900	100.0	1,105	100.0	204	22.8

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 上記金額は、製造原価によっております。

② 仕入高

区 分	第 67 期 (2021年3月期)		第 68 期 (2022年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
建設機械事業	6,727	30.6	7,077	28.2	350	5.2
産業機器事業	15,228	69.4	18,001	71.8	2,772	18.2
合 計	21,955	100.0	25,078	100.0	3,123	14.2

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 上記金額には、他勘定受入高が含まれております。

(2) 資金調達の様況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はありませぬ。

(3) 設備投資の様況

当連結会計年度の設備投資総額は2,830百万円であり、その主なものは建設機械事業を中心とした貸与資産の補充、更新等でありませぬ。

(4) 財産及び損益の様況

① 企業集団の財産及び損益の様況

区 分	第65期 (2019年3月期)	第66期 (2020年3月期)	第67期 (2021年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	38,554	34,319	32,406	34,818
経常利益(百万円)	2,711	2,181	2,046	2,659
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,806	1,387	1,329	1,739
1株当たり当期純利益(円)	283.70	217.96	208.85	273.04
総資産(百万円)	33,482	32,386	34,666	37,310
純資産(百万円)	17,428	18,270	19,565	20,880
1株当たり純資産額(円)	2,737.08	2,869.33	3,072.75	3,276.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出したしてあります。なお、発行済株式の総数については、自己株式を控除してあります。
2. 当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の様況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載してあります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第65期 (2019年3月期)	第66期 (2020年3月期)	第67期 (2021年3月期)	第68期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	29,259	25,673	25,323	25,904
経常利益 (百万円)	1,372	1,046	999	1,265
当期純利益 (百万円)	955	685	686	855
1株当たり当期純利益 (円)	150.12	107.60	107.73	134.21
総資産 (百万円)	25,510	24,495	25,694	26,748
純資産 (百万円)	12,713	12,865	13,509	13,750
1株当たり純資産額 (円)	1,996.57	2,020.43	2,121.57	2,157.81

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出したしております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を控除しております。
2. 当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

次期のわが国経済は、引き続き新型コロナウイルスやその変異株の感染動向を注視する必要があるほか、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした国際情勢の緊張の高まりや、原油高、供給制約の長期化、中国における不動産バブルの崩壊、米国の利上げに伴う影響等、経済環境は依然として不透明な状況で推移することが予想されます。このような状況の中、当社グループは以下の施策を実施してまいります。

① 建設機械事業

建設機械事業におきましては、災害復旧工事需要や国土強靱化に向けた公共工事は、一定数見込めるものの、引き続き新型コロナウイルスやその変異株の流行による影響や部品不足に伴う長納期化、原油や資材価格の高騰による投資マインドの低下が懸念される等、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。このような状況に対応するため、当社グループにおきましては、販売部門においてはデモ機のさらなる活用により、既存取引先の需要の掘り起こしや新規開拓につなげるとともに、ICT建機への取り組み強化にも努めてまいります。また、レンタル部門においても引き続き災害復旧工事への対応を確実に行うための体制を整えながら、その他の民需、官需の取り込みにも注力してまいります。

② 産業機器事業

産業機器事業におきましては、新型コロナウイルスやその変異株の流行による影響や中国経済の失速、地政学的リスクの高まり等による世界経済の鈍化も懸念される一方で、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みの促進や次世代移動通信システム（5G）の高度化等を背景に、一部の市場においては好調に推移することが予想されます。このような状況に対応するため、当社グループにおきましては好調を維持する半導体市場に向けた商品群の開拓や高付加価値製品の開発に注力するとともに、継続して生産部品や消耗部品の拡販にも努めてまいります。

③ 砕石事業

砕石事業におきましては、引き続き事業を展開する地域においては、域外の災害復旧工事に予算が優先されるほか、新型コロナウイルスやその変異株の流行による影響や燃料費の価格高騰によるコストの増加が懸念される一方で、災害復旧工事以外の公共工事が少しずつ再開し始めたことから、需要は底堅く推移するものと予想されます。このような状況に対応するため、当社グループにおきましては、公共工事の発注動向を見極めながら提案営業を強化するとともに、民間企業への営業強化による中小規模の案件獲得に努めてまいります。また、継続して製造コストの価格転嫁に向けて販売単価の交渉にも努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社 8 社、関連会社 1 社で構成され、主に商品（建設機械及び産業機器）の販売、建設機械のレンタルを中心として事業活動を展開しております。当社グループにおける事業及び主な取扱い品目は次のとおりであります。

建設機械事業	一般土木機械、アタッチメント、産業用車輛、クレーン
産業機器事業	機械要素、油空圧機器、機械装置、電子機器
砕石事業	砕石、再生材、廃材、玉石類

(7) 主要な事業拠点

① 当社

本社	福岡市博多区博多駅前三丁目19番8号
支店	東京 北関東 信州 関西 福岡 北九州 長崎 大分 南九州 鹿児島 沖縄
営業所	仙台 熊本 宮崎

② 主要な子会社

(株)南陽レンテック	(福岡市博多区)
(株)南陽重車輛	(熊本市南区)
共栄通信工業(株)	(東京都渋谷区)
(株)戸高製作所	(大分県大分市)
浜村ユアツ(有)	(福岡県遠賀郡遠賀町)
南央国際貿易(上海)有限公司	(中国)
(株)共立砕石所	(福岡県宮若市)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
建 設 機 械 事 業	217名	2名増
産 業 機 器 事 業	179名	5名増
砕 石 事 業	20名	2名増
全 社 (共 通)	34名	1名増
合 計	450名	10名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、契約社員等を含んでおります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
161名	4名増	41.5歳	12.6年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、契約社員等を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)南陽レンテック	50 百万円	100.0 %	建設機械のレンタル
(株)南陽重車輛	30	100.0	中古の産業用車輛の販売
共栄通信工業(株)	50	100.0	産業機器の販売
(株)戸高製作所	40	100.0	産業機器の製造・販売
浜村ユアツ(有)	30	100.0	産業機器の製造・販売
南央国際貿易(上海)有限公司	100 万米ドル	100.0	産業機器の販売
(株)共立砕石所	20 百万円	100.0	砕石の製造・販売

- (注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社7社であります。
2. 浜村ユアツ(有)は2022年4月1日付で(株)浜村に商号変更及び組織変更しております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
建南和股份有限公司	34,280 千台湾ドル	31.5 %	産業機器の販売

- (注) 持分法適用会社は上記の重要な関連会社1社であります。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	300 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200
株 式 会 社 福 岡 銀 行	150
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	150

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,268,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,615,070株 (自己株式242,516株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 6,857名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	332,300 株	5.21 %
九州理研株式会社	281,900	4.42
武内英一郎	264,213	4.14
株式会社西日本シティ銀行	215,700	3.38
株式会社三井住友銀行	214,500	3.36
小林敬子	205,262	3.22
白江やす	190,000	2.98
山崎梨影	149,500	2.34
株式会社福岡銀行	148,500	2.33
三宅貴子	144,652	2.26

- (注) 1. 当社は、自己株式242,516株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式 (242,516株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	5,040 株	5 名
取締役 (監査等委員)	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告17ページ「4.会社役員に関する事項 (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武内 英一郎	九州理研(株) 代表取締役
常務取締役	眞野 耕二	事業統括兼産機事業本部長 南央国際貿易（上海）有限公司 董事長 NANYO ENGINEERING(MALAYSIA)SDN.BHD. MANAGING DIRECTOR
常務取締役	篠崎 学	管理本部長兼経営企画室長
取締役	南雲 一紀	建機事業本部長 (株)南陽重車輛 代表取締役社長
取締役	古賀 貴文	建機事業本部副本部長 (株)南陽レンテック 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	石川 一郎	
取締役 (監査等委員)	灘谷 和徳	
取締役 (監査等委員)	奥田 貫介	おくだ総合法律事務所 所長
取締役 (監査等委員)	斧田 みどり	斧田みどり公認会計士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	南谷 敦子	南谷総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 石川一郎氏は、2021年6月22日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任し、同日付で新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
2. 監査等委員である取締役灘谷和徳氏、奥田貫介氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役灘谷和徳氏、奥田貫介氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏につきましては、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役灘谷和徳氏は、長年に亘る経営・財務コンサルタントとしての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員である取締役斧田みどり氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、石川一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である社外取締役灘谷和徳氏、奥田貴介氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。保険期間中に被保険者に対して提起された会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟に係る損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、以下のとおりであります。

当社の役員報酬は、固定報酬である月例報酬、業績連動報酬である役員賞与及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されております。当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬等に関する基本方針・決定方法等に関する事項及び個人別の報酬に関する事項等は、取締役会が、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を受けた上で決定しており、役員報酬に関する取締役会の意思決定プロセスの客観性・透明性の確保をはかっております。

固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の支給割合につきましては、株主利益も考慮した上で適切な支給割合となるよう設定しております。

固定報酬である月例報酬については、指名・報酬諮問委員会が、使用人兼務取締役にについては当社規定の役員報酬テーブルに沿って、その他の取締役にについては個別に各取締役の報酬額につき審議を行い、その答申を受けた取締役会が、株主総会で承認を得た範囲内で取締役の報酬総額を決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人別の報酬については、その決定につき取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重した上で決定することとしております。また、監査等委員である取締役の個人別報酬については、監査等委員会の協議を経た上で決定しております。

なお、報酬水準については、外部調査機関の役員報酬調査データによる当社と同規模程度の企業の役員報酬水準を参考に、指名・報酬諮問委員会が妥当性を検証することとしております。

業績連動報酬である役員賞与については、企業グループ収益力及び企業価値向上への貢献という観点から、役員賞与引当金繰入額控除後の連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、既存の報酬限度額の範囲内で下記算定方法に則り定時株主総会後の6月に支給することとしております。なお、監査等委員である取締役については、独立性の観点から役員賞与の支給は行っておりません。

<役員賞与算定方法>

- ・役員賞与の総額は、当該事業年度の当社グループの連結経常利益の2.7%若しくは親会社株主に帰属する当期純利益の4.5%のいずれか低い方の金額を上限とし、支給することとする。但し、連結経常利益が1,000百万円若しくは親会社株主に帰属する当期純利益が600百万円に達しない場合は支給しない。
- ・各取締役への個別報酬額は、支給総額原案に基づき、取締役の役職ごとに定めた下記ポイントに応じて按分した金額に、代表取締役社長が各取締役の業績貢献度を考慮に入れた個別報酬支給案を指名・報酬諮問委員会に提示し、指名・報酬諮問委員会にて審議の上答申を受けた取締役会にて決議することとする。

取締役の役職別ポイント

役職	ポイント
取締役会長	5.0
取締役社長	6.0
取締役副社長	4.0
専務取締役	3.0
常務取締役	2.0
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	1.0

- (注) 1. 取締役会長、取締役副社長及び専務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。
2. 当該事業年度中に取締役として在籍しない期間がある場合は、在籍月数（1月未満は除く。）を12で除した数値を役職別ポイントに乗じたものとします。また、当該事業年度中に役職の変更があった場合には月数按分いたします。

なお、算定の基となる当事業年度における連結経常利益は2,659百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,739百万円となっております。

株式報酬については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

<譲渡制限付株式報酬制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額の枠内で年額30百万円以内とし、本制度により対象取締役に対し発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年30,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は取締役（監査等委員である取締役を除く。）については2020年6月23日開催の第66期定時株主総会、監査等委員である取締役については2016年6月24日開催の第62期定時株主総会時であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内としております。なお、決議当時の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であり、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

また、2021年6月22日開催の第67期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役に対し、上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の枠内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給することを決議しており、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年30,000株以内と決議いただいております。なお、決議当時の対象となる業務執行取締役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長武内英一郎が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況等を含め、個人別の報酬額につき総合的な判断が可能であるためであり、その決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重した上で個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	165	86	71	7	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	6	6	－	－	1
社外役員	11	11	－	－	4

- (注) 1. 上記は、当事業年度中に退任した取締役を含んでおります。
 2. 当期末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役5名であります。
 3. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
 4. 上記のほか、使用人兼務取締役3名に対する使用人分給与（賞与を含む。）は25百万円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員である社外取締役奥田貫介氏は、おくだ総合法律事務所の所長であります。当社とおくだ総合法律事務所の間に特別な関係はございません。

監査等委員である社外取締役斧田みどり氏は、斧田みどり公認会計士事務所の所長であります。当社と斧田みどり公認会計士事務所の間に特別な関係はございません。

監査等委員である社外取締役南谷敦子氏は、南谷総合法律事務所の代表弁護士であります。当社と南谷総合法律事務所の間に特別な関係はございません。

なお、上記以外に特記すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査等委員である社外取締役灘谷和徳氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会14回中13回、監査等委員会14回中13回に出席し、主に経営・財務コンサルタントとしての職務経験と知見に基づく発言を適宜行っております。

監査等委員である社外取締役奥田貫介氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

監査等委員である社外取締役斧田みどり氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

監査等委員である社外取締役南谷敦子氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度における取締役会14回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役はすべて監査等委員である取締役であり、それぞれの知見に基づき適切に業務執行の監査及び監督を遂行いただくことを期待いたしております。上記活動により適切に業務執行の監査及び監督を遂行いただくほか、灘谷和徳氏、奥田貫介氏、斧田みどり氏、南谷敦子氏は指名・報酬諮問委員会の委員として、独立した客観的な立場からそれぞれの知見に基づく意見具申を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	34百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、関係部署及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、報酬額の見積りの妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備強化をはかるために企業倫理規程を制定するとともに、内部監査室を設置し、当社のみならずグループ各社の内部監査を積極的に実施することにより、内部統制システムの有効性と妥当性を検証する。人事総務グループにおいては、職務権限規程、業務分掌規程及び適切な内部統制システムに関する規程を制定し、内部監査室はその運用状況を定期的に検証する。また、監査等委員は、重要な会議への出席ができるものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人に対してその職務に関する事項の報告を求めるとともに、当社及びグループ各社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令や文書管理規程を始めとする社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は人事総務グループが行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。また、取引先与信を定期的に見直すとともに、稟議規程その他の社内規程を適宜見直し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の制定及び改定を実施し、その運用状況を内部監査室が監視する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、迅速かつ確な経営判断を行うために少数の取締役で構成し、毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会や取締役が中心となって事業計画の立案等を行う経営会議等を通じて重要事項を付議し決定する。また、経営環境の変化に対して迅速な対応をはかるべく執行役員制度を導入するほか、ITの活用を推進し、取締役へ迅速かつ正確な経営情報の提供を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれ責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育を継続的に実施する。なお、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について事前協議を行い、子会社の取締役会等にて協議することにより、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また、当社の内部監査室による定期的監査を受け入れ、その報告を受ける。

(6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を専属して補助する使用人は設置しないが、内部監査室は監査等委員会の補助として、監査等委員会の要望した事項の内部監査を必要に応じて実施し、その結果を監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の事務局は人事総務グループが担当する。なお、内部監査室は、監査等委員会の要望した事項の内部監査については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、また、その人事については監査等委員会の同意を必要とする。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役、当社及び子会社の使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ各社の取締役、当社及びグループ各社の使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る事項等を必要に応じて速やかに報告する。なお、報告の方法については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する。また、企業倫理規程において、通報者に不利益が及ばない内部通報制度を整備し、当社及びグループ各社のすべての取締役及び使用人に対し周知徹底をはかる。内部通報があったときは速やかにその事実関係を調査し、必要に応じその結果を当社取締役により構成される倫理委員会に報告する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、これに応じる。なお、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）との意見交換を定期的に行う。また、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容についての説明を受けるとともに、意見交換を通じて連携をはかる。なお、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に監査等委員会の要望した事項の監査を実施させ、その結果についての報告を受ける。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びに評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能するための体制を構築する。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取り、経済的な利益は供与しないことを基本方針とする。また、組織としての対応方針としては企業倫理規程において明確化するとともに、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は14回開催され、法令に定められた事項や業務執行に関する重要事項を、法令・定款等への適合性及び妥当性の観点から審議し、決定しております。

(2) 監査等委員会の職務執行

当事業年度において、監査等委員会は14回開催され、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長及び各取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査・監督、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制システムの整備、運用並びに評価の基本方針に基づき、当社及びグループ各社の内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,079	流動負債	15,472
現金及び預金	7,977	支払手形及び買掛金	6,077
受取手形	1,629	電子記録債務	5,702
電子記録債権	3,160	短期借入金	1,180
売掛金	7,837	リース債務	593
商品及び製品	2,897	未払法人税等	641
仕掛品	59	賞与引当金	349
原材料及び貯蔵品	9	役員賞与引当金	76
その他	927	その他	851
貸倒引当金	△418	固定負債	956
固定資産	13,230	繰延税金負債	68
有形固定資産	10,827	跡地修復引当金	423
貸与資産	7,803	退職給付に係る負債	349
建物及び構築物	880	その他	115
機械装置及び運搬具	456	負債合計	16,429
工具、器具及び備品	108	(純資産の部)	
土地	1,540	株主資本	19,900
建設仮勘定	37	資本金	1,181
無形固定資産	109	資本剰余金	1,020
投資その他の資産	2,293	利益剰余金	17,925
投資有価証券	1,959	自己株式	△227
繰延税金資産	55	その他の包括利益累計額	980
その他	288	その他有価証券評価差額金	720
貸倒引当金	△10	繰延ヘッジ損益	2
資産合計	37,310	為替換算調整勘定	257
		純資産合計	20,880
		負債純資産合計	37,310

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,818
売上原価	28,337
売上総利益	6,481
販売費及び一般管理費	4,081
営業利益	2,399
営業外収益	
受取利息	82
受取配当金	33
受取貸料	17
受取保険金	14
持分法による投資利益	25
為替差益	70
貸倒引当金戻入	1
その他	35
営業外費用	
支払利息	21
その他	0
経常利益	2,659
特別利益	
特定資産売却益	1
特別損失	
特定資産売却損	0
特定資産除却損	1
貸倒引当金繰入	1
税金等調整前当期純利益	2,657
法人税、住民税及び事業税	997
法人税等調整額	△79
当期純利益	1,739
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,739

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,181	1,015	16,570	△231	18,535
会計方針の変更による累積的影響額			61		61
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,181	1,015	16,631	△231	18,597
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△445		△445
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,739		1,739
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		5		4	9
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	5	1,293	4	1,303
当 期 末 残 高	1,181	1,020	17,925	△227	19,900

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換 算勘定 調整	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	949	△0	81	1,030	19,565
会計方針の変更による累積的影響額					61
会計方針の変更を反映した当期首残高	949	△0	81	1,030	19,627
当期変動額					
剰余金の配当					△445
親会社株主に帰属 する当期純利益					1,739
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△228	2	175	△50	△50
当期変動額合計	△228	2	175	△50	1,253
当期末残高	720	2	257	980	20,880

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,140	流動負債	12,522
現金及び預金	6,108	支払手形	303
受取手形	1,060	電子記録債権	5,702
電子記録債権	2,879	買掛金	4,541
売掛金	6,544	短期借入金	1,000
商成品	2,310	リース負債	7
貯蔵品	2	未払費用	23
前渡金	234	未払法人税等	58
前払費用	17	未払消費税等	317
短期貸付金	17	前受り	16
その他の貸倒引当金	3,243	前受り	200
	215	前受り	7
	△475	前受り	33
固定資産	4,607	賞与引当金	163
有形固定資産	1,631	役員賞与引当金	71
貸与資産	34	その他の	75
建物	477	固定負債	475
構築物	17	リース債務	12
車両運搬具	17	長期未払金	70
工具、器具及び備品	74	繰延税金負債	81
土地	976	退職給付引当金	311
建設仮勘定	33	負債合計	12,997
無形固定資産	85	(純資産の部)	
ソフトウェア	4	株主資本	13,051
ソフトウェア仮勘定	76	資本金	1,181
電話加入権	3	資本剰余金	1,020
投資その他の資産	2,891	資本準備金	1,015
投資有価証券	1,446	その他資本剰余金	5
関係会社株式	1,116	利益剰余金	11,076
出資金	139	利益準備金	131
関係会社出資金	99	その他利益剰余金	10,944
破産更生債権等	3	固定資産圧縮積立金	89
敷金及び保証金	55	別途積立金	4,821
その他の	38	繰越利益剰余金	6,033
貸倒引当金	△9	自己株式	△227
資産合計	26,748	評価・換算差額等	699
		その他有価証券評価差額金	697
		繰延ヘッジ損益	2
		純資産合計	13,750
		負債純資産合計	26,748

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		25,904
売上原価		22,799
売上総利益		3,105
販売費及び一般管理費		2,116
営業利益		988
営業外収益		
受取利息	91	
受取配当金	119	
受取賃貸料	25	
為替差益	36	
貸倒引当金戻入額	7	
その他	4	283
営業外費用		
支払利息	6	6
経常利益		1,265
特別損失		
貸倒引当金繰入額	1	1
税引前当期純利益		1,263
法人税、住民税及び事業税	462	
法人税等調整額	△53	408
当期純利益		855

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,181	1,015	—	131	90	4,821	5,561	△231	12,570
会計方針の変更による累積的影響額							62		62
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,181	1,015	—	131	90	4,821	5,623	△231	12,632
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1		—
剰余金の配当							△445		△445
当 期 純 利 益							855		855
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			5					4	9
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	5	—	△1	—	410	4	419
当 期 末 残 高	1,181	1,015	5	131	89	4,821	6,033	△227	13,051

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	939	△0	939	13,509
会計方針の変更による累積的影響額				62
会計方針の変更を反映した当期首残高	939	△0	939	13,571
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰余金の配当				△445
当期純利益				855
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				9
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△242	2	△239	△239
当期変動額合計	△242	2	△239	179
当期末残高	697	2	699	13,750

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 南 陽
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只 隈 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 井 秀 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南陽の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南陽及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 南 陽
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只 限 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 井 秀 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南陽の2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社 南 陽 監査等委員会

常勤監査等委員 石 川 一 郎 ㊟

監 査 等 委 員 灘 谷 和 徳 ㊟

監 査 等 委 員 奥 田 貫 介 ㊟

監 査 等 委 員 斧 田 みどり ㊟

監 査 等 委 員 南 谷 敦 子 ㊟

(注) 監査等委員灘谷和徳、奥田貫介、斧田みどり及び南谷敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は経営の合理化、効率化を推進し、収益力の向上、財務体質の強化をはかるとともに、安定配当を維持しながら連結純利益の状況に応じて配当額の向上に取り組むため、配当性向については連結純利益の30%程度を維持し、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

第68期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、財務状況、利益水準、配当性向等を総合的に勘案し、1株につき67円の配当といたしたいと存じます。

なお、中間配当金（1株につき15円）を加えた年間配当金は、1株につき82円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金67円

総額426,961,118円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項にかかる情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(付則)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>4. <u>本附則2～4は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化をはかるため、1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につき、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性
1	<small>たけうち</small> 武内 <small>えいいちろう</small> 英一郎	代表取締役社長	再任
2	<small>まの</small> 眞野 <small>こうじ</small> 耕二	常務取締役事業統括兼産機事業本部長	再任
3	<small>しのざき</small> 篠崎 <small>まなぶ</small> 学	常務取締役管理本部長兼経営企画室長	再任
4	<small>なぐも</small> 南雲 <small>かずき</small> 一紀	取締役建機事業本部長	再任
5	<small>こが</small> 古賀 <small>たかふみ</small> 貴文	取締役建機事業本部副本部長	再任
6	<small>くりた</small> 栗田 <small>まさよし</small> 真欣	執行役員産機事業本部副本部長東日本担当兼東京支店長	新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 数の
1	<p style="text-align: center;">たけうち えいいちろう 武内 英一郎 (1958年12月28日生)</p>	<p>1986年12月 当社入社 1990年6月 当社取締役社長室長 1990年10月 株式会社福岡企画代表取締役社長 1991年10月 当社取締役総務部長 1995年4月 当社取締役経理部長 1995年7月 九州理研株式会社代表取締役（現任） 1997年6月 当社専務取締役経理部長 1997年7月 当社専務取締役業務部管掌兼総合経営企画室長兼内部監査室長 1999年6月 当社専務取締役産機営業本部長 2001年3月 当社専務取締役管理本部長 2008年6月 当社代表取締役社長（現任）</p>	264,213株
<p>[取締役候補者とした理由] 武内英一郎氏は、当社経営管理部門及び事業部門の要職を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。2008年の当社代表取締役社長就任以来、継続して当社の経営を指揮しており、当社及び当社グループの持続的成長及び企業価値の向上に向け、ガバナンスの強化及び経営基盤の強化に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">まのこうじ 眞野 耕二 (1959年1月18日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員産機営業本部信州支店長 2011年4月 当社執行役員産機営業本部副本部長兼東京支店長兼信州支店長 2011年6月 当社取締役産機営業本部副本部長兼東京支店長兼信州支店長 2012年4月 当社取締役産機営業本部副本部長兼東京支店長 2014年4月 当社取締役産機事業本部長兼福岡支店長 2015年3月 南央国際貿易（上海）有限公司董事長（現任） 2016年4月 当社取締役産機事業本部長 2017年4月 NANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. MANAGING DIRECTOR（現任） 2018年6月 当社常務取締役事業統括兼産機事業本部長（現任）</p>	4,908株
<p>[取締役候補者とした理由] 眞野耕二氏は、産業機器事業の要職を歴任し、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2011年の当社取締役就任以来、産業機器事業の責任者として継続して当社及び当社グループの事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式数の
3	篠崎 学 (1968年7月21日生)	2001年6月 当社入社 2008年4月 当社管理本部人事総務グループ次長兼管理本部経営企画室長 2010年4月 当社経営企画室長兼管理本部人事総務グループ部長 2011年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2018年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長(現任)	3,908株
[取締役候補者とした理由] 篠崎学氏は、経営管理部門の要職を歴任し、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2011年の当社取締役就任以来、当社及び当社グループのガバナンス強化及び経営基盤の強化に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
4	南雲 一紀 (1961年12月25日生)	1984年11月 当社入社 2012年4月 当社建機営業本部鹿児島支店長 2013年7月 当社建機営業本部営業部長 2014年5月 当社執行役員建機事業本部営業部長 2016年4月 当社執行役員建機事業本部副本部長 2016年6月 当社取締役建機事業本部副本部長 2017年4月 当社取締役建機事業本部長(現任) 2019年6月 株式会社南陽重車輛代表取締役社長(現任)	1,204株
[取締役候補者とした理由] 南雲一紀氏は、建設機械事業の要職を歴任し、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2016年の当社取締役就任以来、建設機械事業の責任者として継続して当社及び当社グループの事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
5	古賀 貴文 (1972年3月10日生)	2005年3月 当社入社 2014年4月 当社管理本部経理グループ次長兼経営企画室次長 2015年4月 当社建機事業本部管理部長 2016年4月 当社建機事業本部副本部長 2016年4月 株式会社南陽レンテック代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社取締役建機事業本部副本部長(現任)	1,204株
[取締役候補者とした理由] 古賀貴文氏は、当社子会社経営の経験から、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2016年より株式会社南陽レンテックの代表取締役社長として当社グループ子会社の経営を担い、同年の当社取締役就任以来、継続して建設機械事業の事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	<p style="text-align: center;">くり た ま さ よ し 栗 田 真 欣 (1970年4月29日生)</p>	<p>1993年4月 当社入社 2012年4月 MANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. MANAGING DIRECTOR 2017年4月 当社産機事業本部南九州支店長 2021年4月 当社産機事業本部東京支店長 2021年6月 当社執行役員産機事業本部副本部長東日本担 当兼東京支店長 (現任)</p>	2,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 栗田真欣氏は、当社子会社経営の経験から、経営的立場での豊富な経験と幅広い見識を有しております。2012年よりMANYO ENGINEERING (MALAYSIA) SDN.BHD. MANAGING DIRECTORとして当社グループ子会社の経営を担い、継続して産業機器事業の事業拡大及び発展に貢献してきたことから、当社の企業価値を継続的に向上させるために適任であると判断し、取締役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告16ページに記載のとおりです。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役灘谷和徳氏、斧田みどり氏、南谷敦子氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	候補者 属 性		
1	なだや 灘谷 和徳	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立
2	おのだ 斧田 みどり	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立
3	みなみに 南谷 敦子	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独 立

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式数 の
1	灘谷和徳 <small>なだ や かず のり</small> (1950年7月29日生)	1974年4月 監査法人中央会計事務所（のちみずす監査法人）入所 1974年4月 黒川公認会計士事務所（現 株式会社黒川合同会計事務所）入所 2001年1月 株式会社黒川合同会計事務所執行役員 2001年12月 同社取締役 2004年12月 同社代表取締役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年6月 福岡県福津市代表監査委員（現任）	0株
〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 灘谷和徳氏は、長年に亘る経営・財務コンサルタントとして財務及び会計に関する知見を有しております。自ら会社経営を行った経験があり、企業経営に関する十分な見識を有しておられることにより、継続して適切に業務執行の監査及び監督を独立した客観的な立場で遂行いただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			
2	斧田みどり <small>おのだ</small> (1961年11月10日生)	1984年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）入社 1997年10月 中央監査法人入所 2001年3月 公認会計士登録 2001年4月 税理士登録 2002年2月 斧田みどり公認会計士事務所所長（現任） 2007年11月 大野城市公共サービス改革委員会委員（現任） 2019年6月 日本公認会計士協会北部九州会副会長（現任） 2019年8月 ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年9月 福岡県中小企業対策審議会委員（現任） 2020年2月 福岡県政府調達苦情検討委員会委員（現任） 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 斧田みどり氏は、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。公認会計士事務所の代表として企業会計及び財務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることにより、継続して適切に業務執行の監査及び監督を独立した客観的な立場で遂行いただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 数の
3	みなみたにあつこ 南谷 敦子 (1971年10月27日生)	1999年4月 弁護士登録 1999年4月 福岡国際法律事務所入所 2007年6月 南谷綜合法律事務所入所 2010年4月 一般社団法人福岡市医師会顧問 (現任) 2011年4月 南谷綜合法律事務所代表弁護士 (現任) 2013年11月 福岡県労働委員会公益委員 2019年4月 九州大学病院臨床試験倫理審査委員会外部委員 (現任) 2019年4月 九州大学病院臨床研究審査委員会外部委員 (現任) 2019年4月 医療法人相生会臨床試験委員会委員 (現任) 2019年4月 福岡労働局労働関係紛争担当参与 (現任) 2019年7月 株式会社ドット・コミュニケーションズ社外取締役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	0株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>南谷敦子氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることにより、継続して適切に業務執行の監査及び監督を独立した客観的な立場で遂行いただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 灘谷和徳氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、灘谷和徳氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、灘谷和徳氏、斧田みどり氏及び南谷敦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告16ページに記載のとおりです。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6. 灘谷和徳氏の監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
7. 斧田みどり氏及び南谷敦子氏の監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
8. 斧田みどり氏の戸籍上の氏名は、児玉みどり氏であります。
9. 南谷敦子氏の戸籍上の氏名は、上田敦子氏であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 KKRホテル博多 2階「スピカ」
 〒810-0022 福岡市中央区薬院四丁目21番1号
 電話 092-521-1361 (代表)



(主な交通のご案内)

【福岡空港より】

- タクシーご利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約30分
- 地下鉄とバスご利用・・・・・・・・・・・・・・・・約22分
 地下鉄「博多駅」下車。博多口を出て左方向、「KITTE博多」前のバス停「博多駅前B」乗場より9・10・11・15・16・17・214番のバス乗車、約15分。バス停「南薬院」下車、徒歩約1分。

【博多駅より】

- タクシーご利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約15分
- バスご利用・・・・・・・・・・・・・・・・約16分
 ※福岡空港よりのアクセス「地下鉄とバスご利用」をご参照ください。

【天神より】

- タクシーご利用・・・・・・・・・・・・・・・・約10分
- 地下鉄ご利用・・・・・・・・・・・・・・・・約10分
 「天神南駅」より地下鉄七隈線「薬院大通駅」下車、1番出口を右方向へ徒歩約5分。
- バスご利用・・・・・・・・・・・・・・・・約14分
 天神ソラリアステージ前バス停「7C」乗場より20番のバス乗車、約13分。
 バス停「南薬院」下車、徒歩約1分。